

伊東市空家等対策計画の概要

1 計画の背景

日本では、昭和30年代以降、多くの住宅が建設されてきましたが、現在、世帯の規模縮小・世帯数の減少が生じていることから空家等が増加し、これらの空家等の中には、適切な管理が行われず、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化及び良好な景観の阻害等多岐にわたる問題が生じており、これらの問題が一層深刻化することが懸念されます。

このような中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月27日に公布され、市町村が地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられました。

2 目的

本市では、平成30年度に市内の空家等実態調査を行い、国のガイドライン「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」等に即して、伊東市空家等対策計画を策定することで、本市の空家等についての基本的な考えを示し、市民の安心で快適な生活環境の保全を図るとともに、空家等増加の抑制や、有効利用等の更なる対策を総合的に推進します。

3 計画の概要

伊東市空家等対策計画は、全3章の構成になっています。

第1章は、本計画策定の背景、目的、空家等の定義、計画の位置付け、計画期間、対象区域及び対象とする空家等の種類の説明になります。

第2章は、全国及び静岡県における空き家の状況、本市における住宅の現状及び人口推移、空家等実態調査の状況並びに空家等の課題の説明になります。

第3章は、空家等に関する基本方針と取り組みについて説明しています。

4 施行期日

施行日については令和2年4月1日に施行するものとします。